

日本企業の倫理問題と問題解決策

福 留 民 夫

はじめに—本稿の目的—

企業活動においては、その意志決定に際して、“倫理的判断”を迫られることが多い。その際、正しい倫理的価値基準に沿った経営判断をする必要がある。そのためには、“日本企業の倫理的課題事項にはどのようなものがあるか”を明確に認識して行動することが必要である。本稿で述べようとしたことは、これが第一点である。

次に、日本企業をめぐる倫理問題の代表的事例を通じて、“日本企業の倫理問題を具体的に深く掘り下げて考えてみたい”というのが第二点である。

そして、日本企業が、“倫理道德的にも法的にも、適切な経営行動ができるようになるにはどのような指導理念や体制やシステムが必要か”について探求し、日本企業の「倫理道德と遵法の土壌と体制づくり」の一助としたいというのが第三点である。

本稿が、日本企業の将来の構築のために何らかのお役に立てば幸いである。

一、日本企業の倫理問題

—— 倫理的課題事項と法的課題事項 ——

まず、“日本企業の倫理問題—企業倫理の課題事項は何か”を明確にしておきたい。

企業の業務活動の領域の視点から、「事業活動の倫理的課題事項」を整理すると次のようになる（図表1参照）。

生産倫理—生産活動の倫理的課題事項 生産管理の指導理念としては、お客様に喜ばれる、よい品質の安い製品を、必要なだけ、早く作り、タイムリーに、安全に、有効に、お客様に提供することである、つまり、品質、コスト、量、生産期間のスピード、納期、さらに人間性の尊重、快適性などが取り上げられてきた。

ところで、生産倫理の視点からは、とくに、製品安全、労働安全、環境保全や地域社会関係、下請取引関係などが重要な倫理的課題事項である。

製品安全の関係では、消費者との関係で、欠陥商品、有害商品、製造物責任などが重要問題であり、製造物責任法（PL法）の視点から益々重要問題となっている。

労働安全の関係では、古くからの作業事故や職業病などの問題に加えて、最近では、過労死

図表1 日本企業の倫理的課題事項

〈業務活動領域〉	〈倫理的課題および法的課題事項〉
〈生産倫理〉 製品安全 労働安全 環境保全 下請取引	(製品安全, 労働, 環境, 地域社会関係) 欠陥商品, 有害商品, 製造物責任 作業事故, 職業病, 過労死, メンタルヘルス傷害 工場災害, 環境汚染, 自然破壊, 産業廃棄物不法処理 不当受領拒否, 不当値引, 不当返品, 不当買い叩き, 支払遅延など
〈売買取引倫理〉 独禁法関係 証取法関係 商法関係 知的財産権関係 金融取引	(競争関係, 投資家関係, 取引先, 顧客・消費者関係) 市場分割, 競争制限, 不当カルテル, 差別取引, ダンピング, 入札談合, 不正入札, 不当廉売, 不当割戻, 悪質商法, 虚偽・誇大広告 虚偽情報開示, 損失補填, 一任勘定取引, 相場操縦, インサイダー取引 特別背任, 競争避止, 利益相反取引, 会社財産を危うくする行為(違法配当, 営業外の投棄取引等), 利益供与, 贈収賄 知的財産権の侵害, 企業機密の侵害, 産業スパイ 員外貸付, 虚偽報告, 検査回避, 不正資金洗浄, 浮貸等
〈財務倫理〉 財務節度 不正融資 不正会計処理 不正開示 不正資産処分 対政府不正等 不法行為	調達と運用の節度と倫理 総会屋などへの不正融資 虚偽記帳, 隠蔽記帳, 粉飾決算 報告忌避, 虚偽報告, 不正監査, 検査妨害, 捜査妨害 蝸配当, 不正資産処分 脱税, 贈収賄, 不正政治献金 横領, 窃盗・詐欺, 使い込み
〈人事労務倫理〉 労働条件 労働安全 雇用保証 雇用差別 人権尊重	労働時間, 労働賃金 作業事故, 職業病, 過労死, メンタルヘルス傷害 工場閉鎖, 不当解雇 性差別, セクハラ問題(セクシュアル・ハラスメント) プライバシー侵害

問題やメンタルヘルス問題などが取り上げられるようになったきた。

環境保全や地域社会との関係では、工場災害、環境汚染、自然破壊、産業廃棄物不法処理の問題(「環境倫理」)が、単に地域社会や環境との関係ばかりでなく、地球環境との関係でも問題にされるようになった。

さらに、もんじゅ事故や動燃災害などを契機に、原子力との共存の時代における原子力エネルギーによる電力生産では、故障→事故→災害の可能性の認識を前提にした、多重の防護手段を組み込んだ生産システムによる安全性の確保や、情報公開の透明性と通報システムなどが問題になっている。

なお、下請取引関係では、下請代金支払遅延等防止法や下請振興基準などに従い、不当受領拒否、不当値引、不当返品、不当買い叩き、支払遅延などの課題事項がある。

以上のように、今日では、生産活動の各側面の有効性（企業性、経営性、社会性、倫理性その他の諸価値）の適切な配慮が重要な課題となっている。

売買取引倫理—売買取引活動の倫理的課題事項 売買取引倫理の指導理念としては、信義誠実、誠実公正、公序良俗、公共の福祉などの伝統的な取引の指導理念に加えて、国際化や自由化の進展と規制改革に伴い、経団連の企業行動憲章などに見られるように、透明、自由をさらに加え、公正・透明・自由な取引が指導理念として強調されてきている。

ところで、売買取引倫理の視点から見ると、とくに、競争（相手）関係、投資家関係、仕入先など取引先、顧客・消費者との関係などが重要な倫理的課題事項になる。つまり、独禁法、証券法、商法、知的財産権ほかの関係法令の遵守が重要課題である。

具体的には、独禁法等の私的独占の禁止と公正取引の確保の関連では、市場分割、競争制限や不当カルテル、差別取引、ダンピング、入札談合などや不正入札、不当廉売や不当割戻、悪質商法や虚偽・誇大広告などが問題になる。また、証券取引法の関連では、虚偽情報開示、損失補填、一任勘定取引、相場操縦、インサイダー取引（内部者取引）などが問題になる。さらに、商法関連では、特別背任、競業避止、利益相反取引、違法配当・営業外の投棄取引等会社財産を危うくする行為、利益供与、職務に関しての不正の請託や株主総会における権利行使に関する贈収賄などが問題になる。知的財産権関係では、知的財産権の侵害、企業機密の侵害、産業スパイなどが問題になる。とくに国際取引では、ダンピング、情報開示、知的所有権の侵害、産業スパイ、租税回避、多国籍企業不正などが重要問題になっている。

金融倫理—金融サービス活動の倫理的課題事項 金融機関の役割は、貯蓄超過の経済主体つまり資金余剰の黒字主体から、その余剰資金を預かり（借金して）、その資金を投資超過の経済主体つまり資金不足の赤字主体へ供給（移転）して、その不足資金を賄うという「金融仲介」の役割である。従って金融仲介機関としての金融機関は、一方では、ニーズにあった金融資産を提供して資金を調達し、他方では、その資金を貸出や債券購入によって適切に配分供給する。そして、資金調達の支払金利（預金利息）と資金供給の受取金利（貸出金利利息）との差つまり「利鞘」を獲得し、それによって経費を賄い、その役割遂行の結果（報酬）として収益（利益）を与えられる。この金融機関の本来的な使命から、金融サービス活動、銀行経営の指導理念としては、戦前の時代から、銀行の「公共性の原則」と共に、“銀行経営の鉄則”といわれた、銀行の業務運営の基本である“安全性と流動性と収益性の三原則”があった。金融自由化と国際化、さらに金融ビッグ・バンが進む今後の銀行経営でも、この三原則の重要性には変わりはない。今日、とくに、金融不正事件を契機として、公共性と金融倫理の遵守が益々重要課題となっている。従って、この際、“銀行の公共性”の基本的性格を再確認し、「銀行の公共性の原則と金融倫理を厳守しながら、これらの三原則とのバランスをとっていくこと」、言い換えれば、“公共性・金融倫理と安全性と流動性と収益性の四原則”が、今後の銀行経営の鉄則となる。つまり、“公共性と健全性（安全性と流動性）”をしっかりと確保しながら、その結果として、自らの企業としての収益性を生み出すことである。

金融倫理の視点から見ると、員外貸付の禁止、虚偽報告、検査回避、不正資金洗浄（マネーロンダリング）、浮き貸し等の倫理的課題事項がある。

（注1） 現在、世界経済の大混乱を引き起こしている金融機関の為替や株式の投機現象、金融派生商品の氾濫現象は、金融仲介機関という本来の役割からみてどう評価するか、「物づくり資本主義」と「金融資本主義」と対比しながら、21世紀経済社会の将来のあり方の見地から熟考すべき問題であろう。また、「員外貸付の禁止」（当該金庫・組合事業の範囲外への貸付や手形割引や投機取引を禁止している。農協の場合は農業協同組合法99条1項）の視点からみた場合、住専などに貸付けして多額の不良債権を出した農協の資金運用をどう評価するか、よく考えてみる必要があろう。

財務倫理—財務活動の倫理的課題事項 財務活動の指導理念としては、伝統的には、収益性、資金の有利性と流動性と安全性が重視されてきた。

ところで、財務倫理の問題としては、調達と運用の節度と倫理、総会屋など反社会的勢力への不正融資、虚偽記帳、隠蔽記帳、粉飾決算などの不正会計処理、監督官庁への報告忌避や虚偽報告、不正監査、検査妨害、捜査妨害などの不正開示、蛸配当などの不正資産処分、不正申告と脱税、贈収賄、不正政治献金などの対政府関係の不正、横領、窃盗・詐欺、使い込みなどの不法行為などの諸問題が重要な倫理的課題事項である。

人事労務倫理—人事・労務活動の倫理的課題事項 人事労務活動の指導理念としては、企業で働く人の三重性格、つまり、従業員、人間、組合員の三重性格の従業員観に立脚した指導理念から、社会人（家庭人、地域社会の一員、地球市民）としての性格の配慮を加えた「マルチフェイスの従業員観」に立脚した指導理念へと展開してきている。また、これに加えて、女性の社会進出と地位向上に伴い、男女雇用機会均等法等の指導理念も重視されるようになっていく。

ところで、人事・労務倫理の視点からは、古くから、労働時間や賃金などの労働条件、作業事故や職業病などの労働安全、工場閉鎖や不当解雇などの雇用保証問題が重要課題事項であったが、今日さらに、過労死やメンタルヘルス傷害などの労働安全問題や、性差別やセクハラ、プライバシー侵害などの雇用差別や人権尊重の問題も重要な倫理的課題事項となってきた。

（注2） 「企業倫理の研究対象と研究方法」や、「企業における倫理的課題事項（ethical issues in business）」や、「企業行動に対する社会的制御の様式」などについては、中村瑞穂教授が早くからよく整理されて学会などで発表されてきた。これらも参考にさせていただいた。

（注3） 久保利英明「違法の経営 違法の経営」170頁では、リーガル・リスクとして、PL、独禁、証取、贈賄、使い込み、情報漏洩、セクハラ、過労死、暴力団、特許、倒産などを例示している、倫理事項と法律事項とは関連する事項が多い。

（注4） 宇南山英夫、小倉一郎監修「企業倫理と会社不正」は、会社不正問題の実体分析と対策を取り扱っている。

アメリカ企業の倫理問題 なお、アメリカ企業では、倫理的課題事項をどうとらえているか。

ローラ L.ナッシュは、「企業倫理とは、個人の道德規範を営利企業の活動や目標にどのように適応するかを研究することである。企業倫理は特殊な道德規準ではなく、ビジネスの状況が

企業の執行人として活動する道徳的人間に対して、企業活動に特有な問題をいかに課するかを研究する」と定義している。そして、ビジネスにおける道徳の局面はさまざまであるが、企業倫理は基本的に次の三つの管理的意志決定のどれかに分類できるとしている（ローラ L. ナッシュ著、小林俊治、山口善昭訳「アメリカの企業倫理」）。

- 1, 法律に関する選択一法はどうあるべきであり、それに従うかそれとも従わないか。
- 2, 法律の守備範囲を越えた経済的そして社会的問題に関する選択——一般に「灰色領域」あるいは「人間の価値」とよばれるものである。この選択は、他人をどのように扱うかについての具体的方法あるいは非具体的方法に関係している。また、正直、約束の遵守、公正といった道徳観念だけでなく権利侵害の回避あるいは加害行為に対する自主的な補償といったものもこの範疇に入る。
- 3, 自己利益優先に関する選択——会社の内外を問わず他人の利益を考えるよりも自分の満足度をどの程度優先させるのか。所有者の権利に関する決定や、どのくらいの金額を留保し、どれくらいを分配するかに関する決定がこれにあたる。

意志決定のジレンマの視点から 意志決定のジレンマの観点から倫理的課題事項をとらえる考え方があつた。つまり、行為の選択に際しては、道徳的要素を含んでいる手段と目的に関する意志決定の「ジレンマ」(dilemma) ないし倫理的板ばさみの状況にさらされる。そこでは個人の道徳の高潔さや勇気が試される。利益動機と倫理的義務とのジレンマをどう解決し、その調和をどうとるか、どう「バランス」(balance) させるかの決断を迫られる。こういった意志決定のジレンマと選択にさらされる事項が企業倫理の課題事項とされている（ジレンマ論とバランス論については、水谷雅一「経営倫理の実践と課題」6章参照）。

“義と情と利”のジレンマとバランス ところで、「道徳と経済のジレンマ」の中での選択の問題は、日本的な伝統では、いわゆる「義と利のジレンマ」あるいは「義と情と利のジレンマ」の状況の中での選択あるいはバランスの取り方の問題であるともいえよう。つまり、業務活動や企業を取り巻く利害関係者との関係における「義と情と利のジレンマに絡んだ意志決定に関する事項」が「企業倫理の課題事項」であるといえよう。

以上に述べた、「倫理的課題事項」を明確に認識自覚し、「理論研究」、「事例研究」、「諸外国との比較研究」などを行うこと、そして、日本企業の実践的な問題解決策として、期待される「指導理念の確立」や、「制度化諸施策」などの提言をしていくことが経営倫理学の課題となる。

二、金融不正事件と金融倫理

—— その問題確認と原因究明と再発防止策の探求 ——

金融不正事件の頻発 バブルの発生と崩壊の中で、住専問題や銀行不正事件など金融不正事件が頻発した。その中で代表的な事例として、「第一勧銀と四大証券の総会屋への不正融資・利益供与事件」を取り上げ、金融不正と金融倫理——その問題確認と原因究明と再発防止策につい

て考えてみたい。

〈第一勧銀と四大証券の総会屋への不正融資・利益供与事件〉

1. 事実関係の確認

（設問1） 第一勧銀、四大証券不正事件の事実関係はどうであったか

第一勧銀・四大証券と総会屋の関係の構図 総会屋・小池隆一被告が、まず、第一勧銀の株式を取得して株主となり、その圧力で第一勧銀から巨額の融資を受けた。その際、後ろ楯として証券界・金融業界ににらみをきかしていた師と仰ぐ元出版社社長が、第一勧銀側に購入資金の融資の口利き役を果たしたといわれる。

そして、小池被告は、その借入金で四大証券各社の株式を各30万株ずつ取得し、役員人事など重要議案提案権が認められる「株主提案権をもつ株主」となった（1989年2月）。

次いで、総会屋・小池被告は、株主総会に向けて「質問状を送付」し、圧力をかけた。

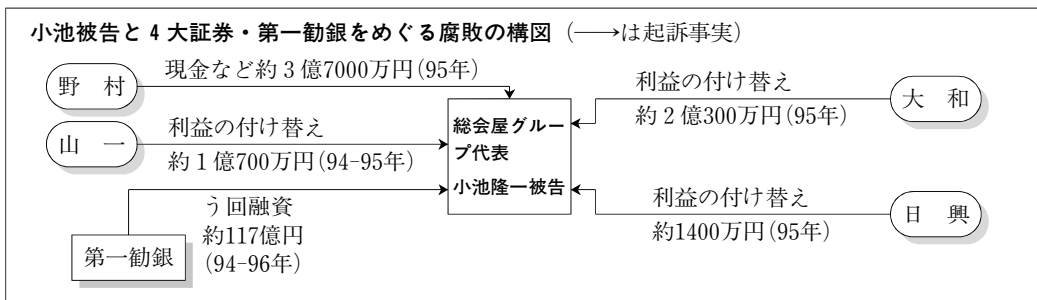
当時、証券四社側にとって、92年6月の株主総会は、先立つ91年の証券不祥事発覚後の経営刷新に伴う新体制と初の株主総会を控え、神経をとがらせ、なんとか「混乱を避けたい」という共通の思いがあった時期であった。

総会屋・小池被告の揺さぶりに対処して、株主総会や裏社会対策担当の総務担当役員（四大証券総務担当の水面下の四水会で裏情報交換）が仲介する形で、社長や副社長などの上層経営陣と総会屋・小池被告とが面談の場をもった。総会屋は質問状の取り下げと引き替えに「“一任勘定取引”（証券取引法第五〇条で禁止されている）を要求」した（今回の場合は、例えば「一割の利回りを保証」させた）。その舞台裏で暗躍したのが元出版社社長であった。「（質問状を）撤回する代わりに、もうけさせてもらえよ」と小池被告に助言したといわれる。

こうして、「一任勘定取引」で財テクを図り、小池被告は、損失が発生すると「損失補填を要求」し、「損失補填・利益追加」（証券取引法第五〇条ノ三で禁止されている）をさせた。総会屋への「利益供与」（商法第二九四条ノ二で禁止されている）も行われた。

以上が本件の第一勧銀・四大証券と総会屋グループとの金融腐敗の構図であった（日本経済新聞、1997年9月24日ほか参照）（図表2参照）。

図表2 小池被告と四大証券・第一勧銀をめぐる腐敗の構図



（日本経済新聞、1997年11月27日より）

2. 問題点の確認と明確化

（設問2） 第一勧銀、四大証券の不正事件で何が問われているか（何が問題か）

（1） “法令違反” が問われている。

本事件では、商法や証券取引法違反容疑が問われている。主要な関係条文を列記すると次のようである。

証券取引法関係 証券取引法49条の2（誠実公正義務）、第50条（証券会社とその役職員の不正取引・一任勘定取引の禁止）、第50条の3（損失補填等の禁止）、159条（相場操縦の禁止）、35条（大蔵大臣は、証券会社に免許取り消しや、六カ月以内の業務の一部または全部の停止処分を下すことができる。）

商法関係 294条の2（株主の権利の行使に関する利益供与）、497条（株主の権利の行使に関する利益供与の罪）、486条（発起人・取締役等の特別背任罪）（第一勧銀と小池との関係で、無担保の31億円の不正融資は、特別背任の疑いが濃いとされる。）、494条（会社荒し等に関する贈収賄罪）

なお、監査役の実務も問題になる（「大会社の監査報告書に関する規則」第7条「競業取引、利益相反取引などに関する記載」（7条監査））。また、銀行法27条にも関係する（銀行が、法令や行政処分に違反した場合の規定で、大蔵大臣は違法行為をした銀行に対し、業務の一部停止や免許の取り消しなどの行政処分を下すことができる）。

（2） 市場ルールを冒し、“証券市場の信頼性” が問われている。

（3） “企業の経営倫理” が問われている。

企業の経営倫理はどうなっていたのか、なぜ、商法や商取法違反と知りながら不正取引を行ったのか、個人の倫理と組織の倫理に乖離があったのではないか、業界や会社の倫理意識（業界や会社の論理）と一般社会の倫理意識との間にズレがあったのではないか。

「会社のため」、「会社を守るため」なら不正行為、違法行為も見過ごす悪弊が日本の企業社会にありはしないか。

“会社のためとは一体何か”を見直す必要がある。そもそも企業は誰のものか、株主重視か、企業を取り巻く利害関係者（経営者、従業員、顧客、取引先、銀行、地域社会など）との関係をどう考えるかも問題にされる。

企業の常識・論理や業界常識と世間の常識との落差がある。世間の批判よりも、会社の論理や業界常識を優先させた会社の対応に問題がある。これは、「ドロをかぶる」、「きれいごと」、「選挙で洗礼を受けた」（禊ぎ）などの言葉に表れる政界でも同様な現象である。一連の出来事は、そうした業界常識がもはや通用しない時代になってきたことを示している。

（4） “個人の倫理道徳意識” が問われている。

個人の倫理道徳感はどうなっているのか、「法を守る」という順法精神が麻痺していたのではないかが問われている。

（5） “日本の社会構造” が問われている。

そもそもこういった事件を引き起こす日本社会の構造に問題はないか、小池隆一容疑者以外にも総会屋へ利益供与していなかったか、総会屋は、会社毎に、与党の総会屋と野党の総会屋があり、裏では談合して手を結び、利益を分け合っているという。日本的談合社会の現れではないか、この国の企業全体が闇の勢力との関係清算に直面しており、企業は過去のしがらみを根だやしするか、企業の未来を食いつぶすかの瀬戸際に立っているのではないかが問われている。

(6) “企業の自浄力”，“チェックシステム”が問われている。

経営の理念や行動基準が不明確ではなかったか、個人の責任をできるだけあいまいにする日本の風土に根ざしていないか、不正行為に対する企業の自浄作用や、チェック体制、社内管理体制はどうなっていたのか、総会屋関連企業との付き合いを断ち切る機会はなかったか、なぜこんな深みにはまったか、社内の自浄作用はなぜ働かなかったか。事件に際しての社内調査や対応も不十分でスピードが鈍かったのはなぜか、社内に隠蔽体質があるのではないか。

経営陣はなぜ総会屋と闘う意志を欠いていたのか、そもそも経営陣の選び方に問題がなかったか、抜本改革の資質に欠ける人物が、過去の不祥事件や旧態温存の順送り人事で経営者に座ってきたのではないか、なぜ、元社長、会長、相談役が陰の影響力を及ぼし続けたのか。

(7) “コーポレート・ガバナンス”が問われている。

経営陣の行動に対するチェックはどうしてできなかったのか、コーポレート・ガバナンスはどうなっていたのか、取締役会や監査役会はどう機能していたのか。

例えば、金融界のリーダーたる第一勧銀が、総会屋関連企業と知りながら、なぜ長期間にわたって、回収の見込みが乏しく担保も不十分なまま、約300億円もの巨額融資をしてきたのか、取締役会はチェックできなかったのか、できないとしたら、経営の暴走を阻止する決め手は何か、企業の経営や監視の責任はだれか、コーポレート・ガバナンス（企業統治）のあいまいさの問題があるのではないか（日本経済新聞社説，1997年7月26日）。

(8) 金融・証券“業界の自主規制”はなぜ働かなかったのか、も問題である。

(9) 大蔵省などの“行政的監督”がなぜ働かなかったのか。

証券会社は、大蔵省の免許事業であり、大蔵省の監督を受けている。大蔵省は証券会社を潰しにくい。ここに、官僚や政治家が絡むVIP口座のようなものが生まれる温床がある。

また、株式発行の引き受けを通じて、株式会社との密接な関係がある。引き受けの時に総会屋を紹介したりしていたともいわれる（証券会社は、引き受け手数料と売買手数料の収入で事業をしている）。大蔵行政は、業者の問題を行政ぐるみで内々に処理してきたのではないか。大蔵省検査の保護行政の責任、信頼低下が問題である。

証券会社は、新規店頭公開企業での株式配分で、政官界関係者へ優遇措置を執ってるともいわれる。VIP口座の問題も指摘されている。

また、大蔵省からの天下り人事も影響していないか。政・官・財の癒着構造も問われている。

(10) “公認会計士監査”に問題がないか。

(11) 商法や証券取引法などの“法的規制”に問題はないか。

罰則が軽すぎたのではないか。反社会的勢力の取り締まりに対する法的体制の不備がなかったか。

(12) ホワイトカラーの犯罪「日本の社会もようやくホワイトカラーの犯罪を摘発する時代がやってきた。」という問題意識も出ている（日本経済新聞コラム「大機小機」, 1997年7月31日）。

(13) “グローバルスタンダード”（世界標準）の視点からも問題が指摘されている。

グローバルスタンダードに照らしてどこが問題か、日本の現状を総点検すべきではないか、国際市場に通用する経営体制が必要でないか、金融ビッグバンの有資格者はいるか、こういったことで、金融ビッグバンに対応できるのか。

（まとめ） 要するに、“この金融不正事件は、「個別企業問題」にとどまらず、「日本社会全体の問題」である”という視点からの取り組みが必要である。

3. 原因の究明

（設問3） なぜ不祥事件が多発するのか、その原因は何か

（1） “企業”の思想と行動、制度・システムに原因がある。

ア、利益至上主義の企業経営の指導理念に問題がある（“企業経営の指導理念”が原因）。

イ、世間とのズレを招いた業界・会社の常識や、業界・会社の倫理意識に原因がある（“個別企業の倫理意識”が原因）（日本経済新聞, 1997年9月22日）。

ウ、社内管理体制や不正行為に対するチェック体制や、コーポレート・ガバナンス（企業統治）に原因がある（“自浄力、自主規制の制度・システム”が原因）。

（2） “人間”としての思想と行動、“社会”のあり方・社会構造に原因がある。

ア、何のために生きるか、何のために働くか、人生観、人生態度、職業倫理に問題がある。

イ、個人の倫理、社会の倫理に原因がある（“個人の倫理、社会の倫理”が原因）。

性善説と性悪説の問題、日本の伝統的人間観であった性善説は最早通用しなくなったのか、日本社会にある“禊ぎの思想”が倫理意識、責任意識を曖昧にしているのか、心の教育、家庭教育に原因があるのではないかと、いろいろの原因が考えられる。

ウ、総会屋の活動を許す社会構造に原因がある、また、VIP 口座、政・官・財の癒着構造に原因がある（“社会のあり方・社会構造”が原因）。

そもそも、なぜ総会屋へ利益供与するのだろうか。総会屋への利益供与の理由は、（1）株主総会対策のほか、流通業界などの新規出店や食品業界の製造物責任（PL）など利害調整の依頼など、会社が総会屋を利用してきた、（2）トップや総務担当が総会屋と癒着し、弱点を握られ、“腐れ縁”を切った際の反発も恐れて（総会屋がこわかった）——などとされてきた。最近では、（3）「総会屋担当者が予算を維持し、自己のポストを守るために利益供与を続けている」例もあるといわれる。

(3) “行政”の思想と行動と制度・システム, “国家”のあり方・国家の制度・システムに原因がある。

ア、大蔵省がはぐくんだ腐敗の土壌で行政的規制がきかないことに原因がある(“行政的規制”が原因)。検査・監督の不徹底と虚偽報告、接待と天下りの問題がある。「行政と業界のもたれあいでは築かれた金融風土は、接待を受けた役所が当の相手を処分するという、噴飯ものの光景を生み出すことになった。」(朝日社説, 1997年7月31日)とも指摘されている。

イ、法的罰則が軽いことにも原因がある(“法的規制”が原因)。

4. 問題解決の提言と再発防止策の確立

(設問4) どうすれば再発を防止できるか

問題が明確になり、問題発生の原因が究明されると、次の問題は、どうすれば問題の解決、再発を防止できるかということである。

例えば、新聞雑誌など、世論で指摘された主な点を列記すると次のようであった。

(1) 公正・透明が最低条件 元総会屋への利益供与、VIP 口座、株価操作などを打破すべきである。平等な情報公開、透明感が必要である。競争原理が働くようにしなくてはならない。そうしないと、一般投資家や外国人投資家に証券市場への不信を招く、市場空洞化の危険がある。

(2) 総会屋との癒着を続け社内の自浄作用では除去できなかった蟻地獄をいつまでも放置してはならない、病巣を断ち切る経営刷新をすべきである。また、社内の監視システムの見直しが必要である。違反は厳しく罰するようにすべきである。

(3) 談合体質の打破をすべきである。

(4) 金融・証券の検査機関の確立と罰則の強化が必要である。金融機関への罰則強化(大蔵省案 日本経済新聞, 1997年7月6日)、大蔵省の銀行検査への虚偽報告や検査妨害への罰則の強化、商法の特別背任罪の罰則強化、インサイダー取引(内部者取引)の罰則強化等が必要である。

(5) 公認会計士監査の強化が必要である。

(6) 職業倫理、倫理観の確立、意識改革が必要である。恥の文化の精神復興、銀行の公共性と社会的責任の自覚、日本固有の精神の見直しが必要である。

(7) 責任の取り方を見直す必要がある(竹村健一)。責任をとる(辞職)ことが大切である。日本の場合は「世間をお騒がせしました」と一旦辞職し、“襖ぎ”を経て復活する、という風習がある。Responsibility とは、Response(応える)ことである。日本の場合は、Accountability(説明する)こともしないことに問題がある。

(8) 目に見える人事、組織改革が必要である。社内体制の改革(日本経済新聞, 1997年7月6日ほか)、今回の事件に関係した職員の処分、企業行動憲章の作成と教育と周知徹底、経営倫理担当役員の設置、業務監査委員会の設置、社会的責任推進室の設置、経営倫理ホット・ラ

インの設置などが必要である。

(9) コーポレート・ガバナンスの見直しが必要である。取締役会の形骸化、取締役会の改革、社外取締役への関心、監査役の報告の問題、事件解明の責任、公認会計士の問題、株主代表訴訟制度への危機感などが指摘されている。

例えば、取締役会について、日経社説は、「銀行に限らず多くの大企業では、取締役会が事実上機能していない。人事権を握るトップと側近による恣意的な経営が横行している。一部の人間が株主や社会、さらには従業員にも背を向け、様々な問題を起こす原因はここにある。開かれた経営を保証する取締役会の改革は急務といえる。基本的には、議論のできる体制の整備と、イエスマンではない自立した取締役の選任を目指すべきである。まず必要なのはトップが内輪の経営を排して客観的な目によるチェックと適時適切な情報開示を進めるという姿勢をはっきりさせることである。」として、“密室経営排す取締役会をつくれ”と提言している（日本経済新聞社説、1998年8月17日）。

監査役については、「会社の監査役はどうしていたのか、不正な利益供与について知っていたのか、知らなかったのか、知っていたとしたら、経営陣にやめるように勧告したのか、何も言わなかったのか、勧告したとしたら、その結果はどうだったのか、また、知らなかった場合、なぜ監査しても、それを知り得なかったのか」（日本経済新聞社説、1997年7月25日）として、“監査役は自らの存在価値を示せ”と提言している。

(10) 経営情報の公開（ディスクロージャー）を徹底すべきである。

(11) 銀行経営の指導理念の確認をすべきである。銀行経営の鉄則は、安全性の原則、流動性の原則、収益性の原則といわれてきた。“公共性の原則”を守りながら、これらの三原則のバランスをとっていくことが銀行経営の鉄則である、ことを確認すべきである。

日経の「大機小機」では、中上川彦二郎の信念「預金は借金なり」を引用し、銀行経営の姿勢の引き締めをしている。つまり、「『預金は借金なり』、ひとから預金を預かるのは、借金をするのに等しい。自分のお金でもない資金を人に貸して鞘（さや）を稼ぐのは心得違い。よって、“私の在職中にぜひやめたいのは銀行業である”と公言して、行員の度肝を抜いたという。銀行にとって、どちらがより大事かといえば、金利よりも元金である。そう考えた中上川は、「利息を失っても、元金を損しない」ことを、三井銀行の看板にした。明治の人々には常識であったこと—情実融資の廃止、信用調査の徹底、不良債権の回収、有能な人材の登用を、当世の銀行マンはあまりにも軽く扱すぎた。預金を借金と心得なかったばかりに、金利だけでなく元本までも失ってしまった。」（日本経済新聞「大機小機」、1996年1月13日）と。

現代の銀行マンに、今一度是非噛みしめて考えて欲しい言葉である。

(12) 「市場参加者の大多数は法（ルール）を守り、高い経済倫理を備えた人々である。性悪説を強調すれば、ささくれだった非人間社会となり、倫理を強調しすぎても純粋主義の非現実社会になる。相矛盾する人間の本性に対する観察から生まれた倫理と性悪説に基づく社会秩序が、効率と公正の間で試行錯誤を繰り返す市場経済を辛うじて支えている。」（日本経済新聞、

末村篤編集委員，1997年6月15日）として，“経済倫理と法の支配の確立”を指摘していることもよく玩味すべきことである。“経営倫理（Business Ethics）と遵法（Compliance）”の相互補完とバランスをどうとるかが，大問題なのである。

問題解決と再発防止策の確立のための各界の提言

各界の提言もいろいろ出されているが，ここでは内容の詳細は，紙面の関係で割愛する。

- 自民党金融不正再発防止対策特別調査会の報告書原案「**金融不正防止策**」（日本経済新聞，1997年7月26日）。
- 日本証券業協会「**証券会社の顧客管理等に関する行為基準**」（日本経済新聞，1997年8月9日）。
- 経団連「**コーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する緊急提言案**」（日本経済新聞，1997年9月5日）。
- 総会屋対策関係閣僚会議「**総会屋対策要綱**」（日本経済新聞，1997年9月5日）

三、薬害エイズウィルス事件と医の倫理

—— その問題確認と原因究明と再発防止策の探求 ——

次に，代表的事例として，薬害エイズウィルス事件を取り上げてみることにする。

1. 事実関係の確認

—薬害エイズ（HIV）事件の構図—

薬害エイズ事件の構図 この薬害エイズ事件の構図は次のようであった（図表3参照）。

厚生省薬務局生物製剤課（官）は，1984年11月までには，米国立がん研究所のギャロ博士の研究結果や米国での血友病患者のエイズ感染状況などを踏まえ，非加熱製剤の危険性を認識していたにもかかわらず，非加熱製剤の危険性を伝えず，非加熱製剤の投与を控えさせたり，販売中止・回収を指示したりするなどの被害者防止対策を怠ったために，血友病患者と肝臓病患者の二人をエイズで死亡させる結果となった。

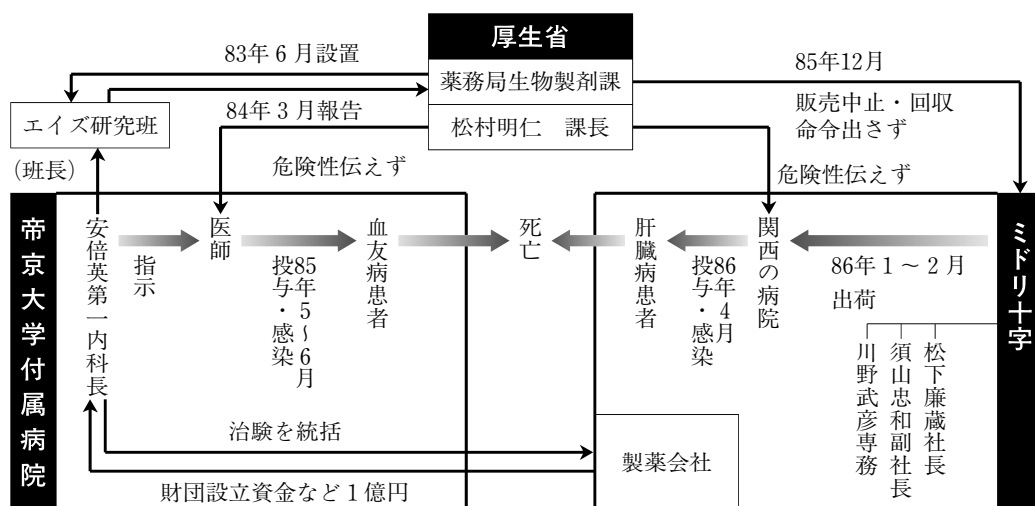
厚生省エイズ研究班（1983年6月設置）の班長でもあった「血友病治療の権威」と言われた帝京大学前学長の安部英被告（医）は，ギャロ博士に依頼した帝京大血友病患者の血清の抗体検査結果として「48検体中，23例が陽性」との回答（1984年9月）も得ていたにもかかわらず，当時，付属病院の第一内科長として治療方針を決める立場にあったのに，エイズ感染の事実を血友病患者に告げず，部下の医師を通じて輸入の非加熱製剤を投与し続け（1985年5—6月），死亡（1991年）させた。なお，安部氏は，製薬会社から財団設立資金など多額の資金の供与を受けていた。

製薬会社・ミドリ十字（業）は，厚生省が販売停止などの措置をとらないのを口実に，販売中止・回収もせずに，エイズウィルスに汚染された危険な非加熱製剤を製造・出荷販売し続け

(1986年1—2月)、関西の病院の医師に投与させて(1986年4月)、肝臓病の男性患者を死亡(1995年)させた。

このように、官(その権威に寄り掛かり行政の責任を放棄した厚生省)と、医(製薬会社から多額の資金供与を受けた医師)と、業(カネ・人などで学界、厚生省と癒着した製薬会社)の責任が重なり合った構造犯罪——官・医・業の「複合薬害」であった。

図表3 薬害エイズ事件の構図(検察官側冒頭陳述による、肩書きは当時)



(日本経済新聞、1997年3月25日)

2. 問題点の確認と明確化

本事件では、以下のように、“医の倫理”、“生命倫理”が問われている。

(1) 厚生省は、83年当時、輸入非加熱製剤に対して相当の危機感を持っていたことがうかがわれる。なぜ非加熱製剤の危険性を十分に認識しながら、非加熱製剤にこだわり続けたのか。83年当時の厚生省の不可解な動きは何故か。資料隠しの疑いを呼ぶ対応は何か。

(2) 帝京大・安部英氏が、自分の血友病患者のうち23人までがエイズに感染していることがわかったのに、それを公表しなかったのはなぜか、それにもかかわらず、危険な非加熱製剤の安全性を強調し続けたのはなぜなのか。多額の寄付を受けた相手のミドリ十字への配慮が働いていなかったか。

(3) 厚生省の研究班の中に設けられた小委員会では安全な加熱製剤の緊急輸入も検討されたというのに、帝京大・安部英氏の一番弟子といわれた風間睦美委員長(帝京大教授)は何故「非加熱製剤の継続使用」を決めたのか、また安部氏はそれにどう関与したのか。

(4) 非加熱製剤の危険性を知っていた当時の厚生省生物製剤課長の郡司篤晃氏(現東大医学部教授)は、なぜ裁判所で「安全と認識していた」と偽証したのか。なぜ加熱製剤の承認が遅れたのか。なぜ加熱製剤の承認後も非加熱製剤が使用され続けたのか。

(5) 加熱製剤の使用を決めたのにもかかわらず、当時の松村明仁厚生省生物製剤課長（現保険医療局長）は、非加熱製剤の回収をなぜ指示しなかったのか。また、ミドリ十字は非加熱製剤をすぐ回収するどころか、厚生省に報告した期日より十カ月もあとまで出荷していたのはなぜなのか（以上、日本経済新聞社説、1996年2月28日より）。

(6) 開発危険の抗弁の視点から見るとどうみるか。海外のアメリカでは、非加熱製剤の危険性を指摘し、より安全性の高い加熱製剤の製品を開発・上市し流通段階に置いた。

(7) 「究明しなければならない重大な疑惑はいくつかある。厚生省が危険な非加熱血液製剤に代えて加熱製剤の緊急輸入を検討しながら、なぜ取りやめたのか。エイズ研究班は、なぜ帝京大学の血友病患者をエイズと認定しなかったのか。加熱製剤承認後も非加熱製剤を出荷し続けたのはなぜか。等々。またそれらの背景に厚生省上層部などからの圧力がなかったのか。」（日本経済新聞社説、1996年5月30日）

〈刑事事件の争点〉 刑事事件の争点としては、次の諸点が問題にされている。「薬害を生んだ土壤にある官・医・業の無責任の構造を明らかにしたい」と位置づける検察側と、「人類が未経験の新しいタイプのウィルスの危険性は、当時、十分にわかっていなかった」と対抗する被告側の主張とが争っている。薬害エイズ事件で、業務上過失致死罪の成否を左右するポイントは三つに絞られる。検察側は、問題とされた当時の被告について、次の要素を立証しなければならない。つまり、(1) ウィルス学者らの知見を踏まえると、輸入の非加熱製剤を投与すれば、エイズウィルスに感染し、エイズを発症して死亡する危険性が強いと認識できた（予見可能性）、(2) 非加熱製剤に代わって、より安全な国内血によるクリオ製剤や加熱製剤を供給できた（結果回避可能性）、(3) 被告は立場上、被害を防ぐことを要求されていた（業務性）の立証である（朝日新聞、1997年12月29日）。

官、医、業別の争点は次のようである。

（官）官の責任・厚生省の責任（薬事法69条 緊急命令不作為の責任） 薬事法69条2項は、医薬品による保健衛生上の危害の発生、拡大を防止するための「緊急命令」（1、非加熱製剤販売の一時停止、加熱製剤への転換、2、回収命令、3、ドクターレター—緊急安全性情報—による医師への情報提供など）を出す権限を厚生大臣に与えている。厚生省が当時の行政の中に薬害を看過したとして責任を問うべき部分がなかったか、厚生省が危険な非加熱製剤に代えて加熱製剤の緊急輸入を検討しながら、なぜ取りやめたのか、帝京大の血友病患者をなぜエイズと認定しなかったのか。刑事事件の争点としては、(1) 指導の権限と責任（薬害を未然に防止する義務の有無）、(2) 結果の予見可能性（危険性の認識）、(3) 非加熱製剤の販売中止・回収命令の不作為の3点が争点になっている。

（医）医師・安部容疑者の責任（刑法211条 業務上過失致死罪容疑） 一医師としての医療行為に問題はなかったのか、非加熱製剤の継続使用を決定した厚生省エイズ研究班長としての責任追及ができるかが問題にされている。刑事事件の争点としては、(1) 因果関係（投与と感染の因果関係。被害者が非加熱製剤でHIVに感染したかどうか）、(2) 予見可能性（非加熱製

剤で HIV 感染の可能性があるとの認識が安部氏にあったか), (3) 危険回避可能性 (ほかに代替措置がとれなかったか), の三点が問題となっている。

＊適用条文は、刑法211条（業務上過失致死罪容疑）である。

刑法211条（業務上過失致死傷等） 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

（業）製薬会社・ミドリ十字の責任（刑法211条 業務上過失致死罪容疑） 加熱製剤承認後も非加熱製剤を出荷し続けたのは何故か、なぜ回収が遅れたのか、が問題にされている。

ミドリ十字・松村廉蔵ら歴代3社長公判の争点は、(1) 当時の職務上の権限と責任（業務性）、(2) 悲加熱製剤で HIV に感染、死亡することの危険性の予見可能性（危険性の認識）（加熱製剤が承認された85年12月以降も自社の非加熱製剤の出荷を続ければ、投与患者が HIV に感染、死亡する危険性を認識できたかどうか）、(3) 非加熱製剤の販売中止と回収による結果回避義務（製薬会社にどの程度の注意義務があるのか）の3点が問題になっている。

3. 原因の究明

平成8年当時の新聞社説では、“原因究明—過去の薬害にも共通する構造”として、経済利益が優先され、国民の生命や健康は二の次にされがちなこと、利潤をあげようとする製薬会社と、業界の保護育成にばかりに目が向いてきた厚生行政、行政に情報をすばやく集めて手を打つ仕組みや姿勢が欠けており、危険情報を患者や国民に広く知らせようという考え方を欠き、それが被害を拡大したことを指摘している。「パニックが起きると困る」、「治療法もないのに、知らせたところで不幸にするだけ」という理由で、血友病専門医、製薬会社、厚生省はこぞって否定したこと、薬の回収に手間取って犠牲者を増やしたこと、さらに「裁判中」であることを理由に、感染した人々への医療や生活の支援をしようとしなかったこと等を指摘している（朝日新聞社説、1996年3月3日）。

（まとめ） 要するに、(1) 厚生省（官）は、専門家の判断を隠れ蓑に被害者防止対策を怠る、(2) 医師（医）は、感染の事実を患者に告げずに、輸入の非加熱濃縮製剤を投与し続ける、(3) 製薬会社（業）は、厚生省が販売停止などの措置をとらないのを口実に汚染製剤を売り続ける、という、「官医業」もたれあいの癒着構造と医の倫理・責任感覚の欠如が最大の原因であった。

4. 問題解決策の提言と再発防止策の確立

平成8年の新聞の社説では、薬務行政の抜本的改革をする、厚生省から製薬業界への天下りを一切禁止する、政策判断の場に病気や傷害の当事者を必ず加える、医療現場にインフォームドコンセント（十分な説明に基づく同意、選択）を定着させ、薬の情報を患者にも開示する、厚生省のすべての審議会を公開し討議データや判断の過程を広く専門家や国民の目にさらす、

薬害が生じた場合法的責任や原因の究明とは別に即座に被害者の救済が図れる体制をつくること、などを提言している（朝日新聞社説，1996年3月3日）。

（まとめ）要するに、製薬会社から多額の資金供与を受けた学者と、その権威に寄り掛かり行政の責任を放棄した厚生省と、カネ・人（天下りなど）などで学界、厚生省と癒着した製薬会社の責任が重なり合った「構造犯罪」であるから、官・医・業の癒着構造にどれだけメスを入れられるかがポイントになる。結局、（1）医の倫理、つまり、役人の倫理、医者倫理、医薬品業者の倫理を立て直すこと、（2）官・医・業の癒着構造を打破すること、（3）そして、官・医・業に、再発防止の体制・チェックシステムを確立すること、の三点が再発防止策として重要である。

四、問題解決策と

経営倫理実践のポイント

問題解決・再発防止策の確立（まとめ）

最後に、以上に例示した日本企業の倫理問題の認識を踏まえて、企業の適切な経営行動、問題の解決策、再発防止体制のあり方と、それを支える様々な諸条件について考えてみたい。総じて言えば、「“人徳ある人間” ↔ “徳のある社会” ↔ “社徳ある企業” ↔ “徳のある国家” という相互関係の仕組み」をよく理解し、多様な視点から、防止体制を確立し、諸施策を推進することが必要である。

まず、企業は、理念・倫理と行動基準の明確化と教育、制度とシステム・チェックシステムの改革を行なう。行政や法律と罰則の見直しを行う。それらすべてを支える基本的な土壌としては、個々の個人、社会、国が相まって徳を確立し、“人徳ある人間”、“徳のある社会”、“社徳ある企業”、“徳のある国家”になることである。

第一 “社徳ある企業” になること

まず、個々の企業が、企業観、事業観、経営観を確立し、“会社のためには何か”を今一度問い直し、会社の目的や理念を見直すこと、そして、自己責任と自己規制の原則で、自らの姿勢を正し、“社徳ある企業”になることである。この場合、“経営者自らの経営理念、倫理観、倫理性をまず確立することが決定的に重要である”ことを銘記すべきである。

ところで、水谷雅一日本経営倫理学会会長は、基本的な実践の原則として、企業の経営倫理実践のポイントは、（1）行動基準の明示、（2）経営倫理教育、（3）チェック機関とシステムの確立の三点であるとしている。つまり、経営実践における経営倫理三Cセットとして、（1）企業行動憲章（具体的基準規範）の制定と公布、（2）規則遵守チェック機関の設置と運用、（3）経営倫理教育（周知徹底のための教育）推進をあげている（水谷雅一著「経営倫理学の実践と課題」，148頁）。

また、経営倫理実践研究センター主任研究員・高千穂大学講師・田中宏司氏は、経営倫理実践のチェックポイントとして、次の15項目をあげている（経営倫理実践研究センター「経営倫理」NO.2, 33頁参照）。

〈経営倫理実践のチェック・ポイント15〉

●倫理綱領（企業行動基準，企業行動指針，企業行動規範等）

1，倫理綱領が制定・公布され，周知徹底が図られているか。2，創業の精神，経営理念等との関係が，明示されているか。3，法令遵守が明示されているか。4，利益追求について，経営倫理優先との方針が明示されているか。5，倫理綱領を外部に公表しているか。

●経営倫理の遵守体制

1，経営倫理担当役員・担当責任者が，正式に任命され，独立しているか。2，経営倫理担当部署が，設置され，独立しているか。3，教育・研修トレーニング・プログラムが，作成され，実施されているか。4，質問・相談，緊急報告等のためのリポーティング・ラインが設置され，活用されているか。5，日常の経営倫理実践に際して，経営陣と従業員とのコミュニケーションが図られているか。

●経営倫理のフォローアップ体制

1，経営倫理委員会が設置され，機能しているか。2，業務監査，会計監査に加えて，倫理監査が実施されているか。3，定期的に経営倫理実践の実情調査が行われているか。4，人事考課に倫理実践実績が考慮されているか。5，人材採用に際して，個人の倫理観を考慮しているか。

これらは経営倫理学会の共通の視点であるが，ここでは，次のように整理し，提言したい。

1. 企業の指導理念，倫理観・倫理意識，経営倫理の確立

“指導理念の確立と浸透が社風となり社徳ある企業を生み出す”ことを銘記し，“義と情は利の本なり”で，経営の王道を歩むことである。とくに，“経営者の経営理念，倫理観，倫理性を確立する”ことが決定的に重要である。まず，経営者の倫理観，倫理意識と倫理行動の確立が先決である。それと共に，社員の倫理意識，センス・モラル・インテグリティの確立が必要である。

2. 不正行為に対する企業のチェック体制の強化—その1

不祥事は，自主規制の制度・システム，内部牽制が弱いところに起こりやすい。“不祥事が起こりにくい内部管理システム”を確立することが肝要である。そのためには次のようなことが検討事項になる。今日では，具体的な行動指針の文書化・明示と教育，経営倫理担当役員の任命，経営倫理ホットラインの設置などの機関とチェックシステムの「制度化」が，とくに問題にされている。

・内部管理体制の確立—企業倫理の「制度化」

ア，企業行動憲章の制定・明示・周知徹底と誓約

- イ、倫理教育・訓練体系の確立と実施
- ウ、倫理関係事項に関する相談への対応（経営倫理ホットライン）
- エ、内部告発の吸収と問題解決の保証
- オ、企業倫理担当の専門常設機関、委員会の設置
- カ、「倫理問題担当役員」（コンプライアンス・オフィサー）の設置・選任

3. 不正行為に対する企業のチェック体制の強化—その2

—コーポレート・ガバナンスの視点

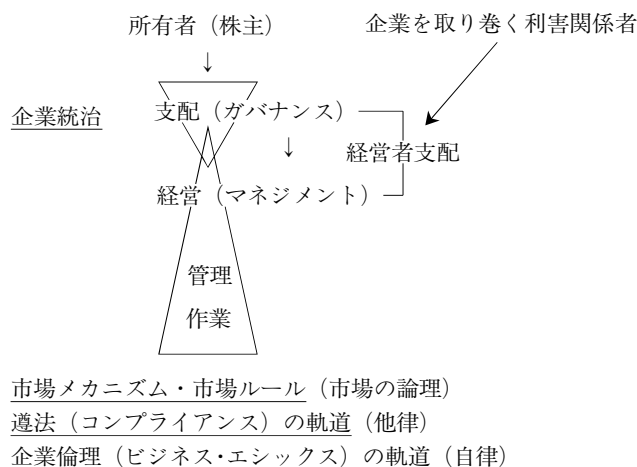
また、コーポレート・ガバナンスの改善が必要である。コーポレート・ガバナンスとは、企業をめぐる利害関係者の利害の調和・調整をはかりながら、企業の意志決定と運営がどう行われるか、どのような監視が行われるか、ということである。このためには、今日いろいろの改革が要請されている。

- ア、取締役会のあり方・運営等の改善—意志決定のプロセスと執行の監視
- イ、株主総会のあり方・運営の改善、情報の開示等の徹底
- ウ、社外監査役の効果的な活用など監査役の強化
- エ、公認会計士、監査法人による経営監視の強化

法と道徳（コンプライアンスと企業倫理）と企業統治の仕組みの構築 ここで、法と道徳と企業統治の仕組みの構築の重要性を強調しておきたい（図表4参照）。

現実の企業活動は、企業倫理（ビジネス・エシックス）と、その上の遵法（コンプライアンス）の線路の上を、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の仕組みを組み込んだ組織体としての企業が走っているという関係にある。いいかえれば、企業経営の土台として、企業倫理（ビジネス・エシックス）があり、その上に遵法（コンプライアンス）があり、市場メカニズム・

図表 4



市場ルールがあり、その上に企業統治（コーポレート・ガバナンス）の仕組みが構築されているのである。こういった企業体制の仕組みを適切に構築することが大切である。

倫理道德は自律であり、法は他律である。性善説に立てば、倫理道德の自律によって社会秩序が保たれる。性悪説に立てば、法による秩序の確保に依存することになる。倫理道德と法規制のバランスをどうとっていくかは、社会を構成する人間と社会のありようの現実に左右される。

（注４） 久保田英明「違法の経営，遵法の経営」6頁，22頁参照。なお，「企業統治は適法経営をア・プリオリに前提とした仕組み」であるとする，日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム「コーポレート・ガバナンス原則」最終報告，17頁参照。

４．業界自主規制（self-regulation）

業界としても，自己責任と自己規制原則の貫徹が大切である。

第二 “徳のある国家” になること

企業自身の改革と共に，国としても，“適切な国家観の下に，民間企業の自主的活動の発揚の環境づくりを担う国の役割を自覚して，必要十分な行政的規制や法的規制を整備運用し，『徳のある国家』となる”ことが大切である。

１．行政的規制

- （１） 行政の透明性，情報公開，裁量行政の弊害防止
- （２） 金融機関等に対するより厳正で実効性のある検査・監督
- （３） 的確な行政処分の執行

２．法的規制

- （１） 法制度の見直し
透明化，裁量行政の弊害の防止。政治家や，暴力団を利用したりしなくても済むような法制度をつくる。不透明な裁量の余地大きい許認可制度，借地借家法ほか。
- （２） 法令遵守（コンプライアンス）の周知徹底
- （３） 罰則の強化：商法，証券取引法，銀行法などの改正
なお，株主代表訴訟制度の再検討
- （４） 組織犯罪対策立法の制定と総会屋の取り締まり強化
- （５） 時効期間の延長
- （６） 金融サービス分野における法的整備
金融サービス法の制定などを含む

第三 “人徳ある人間” になること

企業や国の改革は，早急に取り組まなければならないことであるが，それだけでは根本的な

解決にはならない。“不祥事は人によって起きる”。根本的、長期的な改革としては、結局は、個々の人間や社会のあり方の根本的な改革が必要である。

1. 個人の人生観、職業観、倫理道德の確立

まず、人生観、職業観、人生態度の確立が基本になる。“何のために生きているのか”という根本的な問いを踏まえて、主体性を失って会社の組織の論理の中に埋没するようなことをしないことである。“不祥事は、人によって起きる”。まず、個人の倫理の確立が出発点である。“恥を知る”人間にならなくてはならない。とりわけ、“経営リーダーは自分自身がまず人徳のある人間になれ”ということを強調したい。

個人倫理については、日本の伝統文化である性善説の継承と発展と発揚を土台に刷新を図る必要がある。ただし、昨今の現実はいきびしく、残念ながら性善説だけでは限界がある。従って、性悪説もとりのれた社会的制御の様式、制度による補完が必要不可欠である。

(注5) アングロサクソンの考え方は、「権力は腐敗する。絶対的な権力は絶対的に腐敗する。上に立つものの腐敗や過ちを未然に防ぐためチェック・アンド・バランスのシステムを作る」という考え方である。これに対して、儒教の伝統は、修身・齐家・治国・平天下で、責任あるものは我が身を修めるべきだと考えられていた。日本は、伝統的に性善説であるが、これからは人間不信の前提に立ち、悪いことをした者は二度と立ち上がれないほどの厳罰に処すべきなのか。「性悪説を強調すればささくれだった非人間的社会となり、倫理を強調し過ぎても純粹主義の非現実的的社会になる。相矛盾する人間の本性に対する観察から生まれた倫理と性悪説に基づく社会秩序が、効率と公正の間で試行錯誤を繰り返す市場経済を辛うじて支えている。」(日本経済新聞「金融不祥事件の教訓」 1997年6月15日)

第四 “徳のある社会” になること

次に、根本的、長期的な改革が必要なのは、社会のあり方、社会構造の改革である。基本的には、“人徳のある人間の結集で徳のある社会が生まれる”のである。

社会のあり方、倫理意識、社会構造の正常化 “不祥事を生みやすい土壌を直す”。長いものに巻かれ、見て見ぬふりをして、違法行為や不正行為を見過ごす風土を変える。例えば、談合体質、総会屋との癒着構造、政官財の癒着構造、天下りシステム、接待社会の構造、不正を見逃す体質の打破が必要である。義と利、義と情と利のバランス感覚、恥を知るという責任意識の復興が必要である。

むすび

本稿で述べたことを一助として、“日本企業の倫理問題、倫理的課題事項にはどういうものがあるか”を明確に認識自覚して行動し、正しい倫理的価値基準に沿った経営判断を行い、“倫理的にも法的にも適切な経営判断と行動を確保できる体制やシステム”を構築することを期待したい。そのためには、すべてを支える「“人徳ある人間” ↔ “徳のある社会” ↔ “社徳ある企業” ↔ “徳のある国家” という相互関係の仕組み」をよく理解自覚し、個人、社会、企業、

国家などの各側面に亘り、「倫理道德と遵法の土壌と体制」を確立し、諸施策の推進をすることを切に願いたい（1998年9月30日）。

（主要参考文献）

- （1） 日本経営倫理学会監修，高橋浩夫編著「企業倫理綱領の制定と実践」，産能大学出版部，1998年7月
- （2） 経営刑事法研究会編「企業活動と経済犯罪」，民事法研究会，1998年4月
- （3） リスク・ディフェンス研究会編「ファイル企業責任事件 vol.1，11」，蝸牛社，1995年7月，1997年8月
- （4） 「六法全書 平成10年度」，有斐閣，1998年3月
- （5） 久保利英明著「違法の経営 遵法の経営」，東洋経済新報社，1998年4月
- （6） 宇南山英夫，小倉一郎監修「企業倫理と会社不正」，東京経済情報出版，1996年10月
- （7） ローラ L.ナッシュ著，小林俊治，山口善昭訳「アメリカの企業倫理」，日本生産性本部，1992年7月
- （8） 水谷雅一著「経営倫理学の実践と課題」，白桃書房，1995年12月
- （9） 田中宏司「経営倫理実践のチェックポイント15」，経営倫理実践研究センター「経営倫理」NO.2 所載
- （10） 日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム「コーポレート・ガバナンス原則」最終報告，1998年5月
- （11） 日本経済新聞，朝日新聞記事ほか
- （12） 福留民夫「日本企業の経営学—活きた経営学／各論」，亜細亜大学内アジア書房，1992年9月
福留民夫「現代企業における経営倫理の意義と役割」，日本経営倫理学会誌第1号，1994年
福留民夫「21世紀日本企業を導く指導理念」，文京女子大学経営論集第7巻第1号，1997年12月

